

東日本大震災に係る現行の県制度融資（経済変動対策資金）の内容

1 内 容

融 資 対 象 者	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率
次のいずれかに該当し経営の安定に支障を来している中小企業者	経営の安定のために必要な運転資金・設備資金（土地取得資金を除く）	5,000万円	10年以内 (うち据置 2年以内)	1.85% 又は 2.00%
1. セーフティネット保証制度の認定を受けた者				
2. 知事が指定する災害の罹災者				事業所等が
3. 1又は2に準じて知事が別に定める者	※被災地で罹災した事業所等の			被災した中 小企業者の
4. 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている中小企業者	復旧資金を含む			場合1.35% 又は1.50%

※下線は東北地方太平洋沖地震（5日から東日本大震災）に関して3月30日に拡充した部分

2 融資対象者の要件

次のいずれかに該当する県内中小企業者

- ① 東北地方太平洋沖地震による災害により事業所等が被災した者
- ② 東北地方太平洋沖地震による災害により被災した事業者と取引があり、当該取引における債権の回収が困難となっている者
- ③ 東北地方太平洋沖地震による災害により被災した事業者との取引の減少により、今後3か月間の売上高等が前年同期に比べ3%以上減少する見込みの者

3 取扱期間 平成23年3月30日～平成24年3月31日

※ 5月からは、融資対象となる中小企業者（部材の入手困難な建築業者や宿泊キャンセルの影響を受けた旅館・ホテル業など）の範囲の拡大や利率の引き下げ、限度額の引き上げ（5千万円）を行うなど、県の融資制度の新たな追加措置を講じることとしました。その具体的な内容については、現在検討中であり、関係機関と協議のうえ、来週中にはその内容を発表します。